

第五期武蔵野市環境基本計画 中間評価まとめ

令和8(2026)年3月

武蔵野市

目 次

1 第五期環境基本計画の概要	1
(1)計画の位置づけ	1
(2)計画の期間及び見直しサイクル	1
(3)計画の進行管理	1
(4)基本理念と施策体系	2
2 中間評価の実施概要	3
(1)目的	3
(2)計画の見直しについて	3
(3)中間評価実施の流れ	3
(4)中間評価まとめの経過.....	4
3 社会情勢の変化と環境分野における国・都・市の動向	5
(1)社会情勢の変化	5
(2)環境分野における国・都・市の動向	7
4 環境に関する市民アンケート調査	9
(1)調査の概要	9
(2)主な調査結果(抜粋)	9
5 前期施策(令和 3(2021)～令和 7(2025)年度)の実施状況と課題	13
全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～	13
〈環境方針1〉 地球温暖化・エネルギー	15
〈環境方針2〉 廃棄物	17
〈環境方針3〉 自然環境	19
〈環境方針4〉 都市環境	21
〈環境方針5〉 公害・災害.....	23

6 計画後期(令和8(2026)年度～12(2030)年度)における施策の重点ポイント …25

全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～ ……	25
〈環境方針1〉 地球温暖化・エネルギー ……	26
〈環境方針2〉 廃棄物 ……	28
〈環境方針3〉 自然環境 ……	29
〈環境方針4〉 都市環境 ……	30
〈環境方針5〉 公害・災害 ……	31

1 第五期環境基本計画の概要

(1)計画の位置づけ

本計画は、「武蔵野市環境基本条例」第5条の規定に基づき、本市の環境施策を体系化し、総合的・計画的・効果的に推進するために策定しています。

市が行う環境施策についての大きな方向性を示す計画として、環境について取扱う他の計画の内容を横断的に取扱います。

(2)計画の期間及び見直しサイクル

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間です。

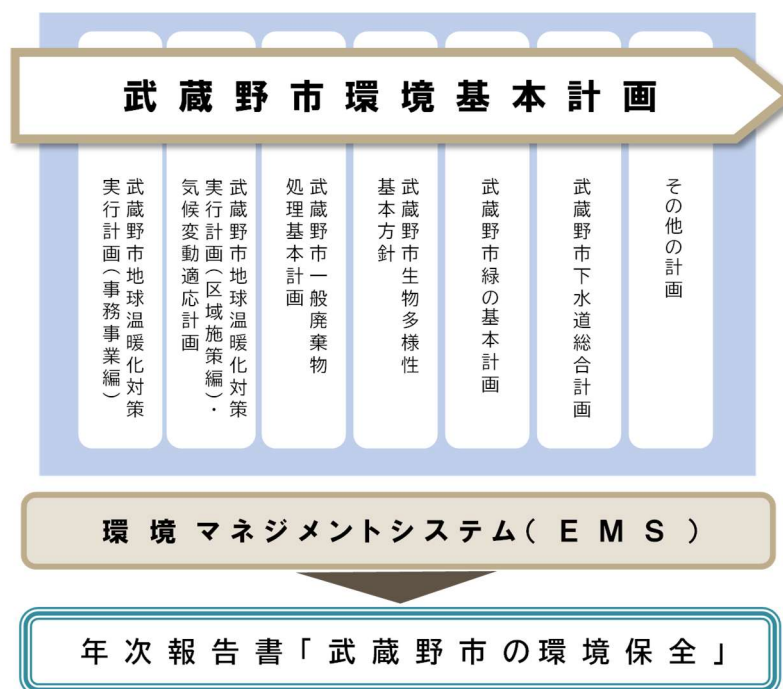
社会情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても見直しを行うこととしています。



(3)計画の進捗管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策レベルでの進捗管理は各個別計画に委ね、本計画では環境方針ごとに総合的な視点で評価を行い、これを進捗管理に用いています。

毎年度の評価は、年次報告書「武蔵野市の環境保全」に記載し、環境市民会議の審議を受けるとともに、市民にも公表しています。



環境基本計画と各個別計画による進捗管理

(4)基本理念と施策体系

本市を取り巻く環境に関する多様な課題について、市・市民・事業者等が一丸となって取り組むため、横断的に多様な主体を「つなげる」こと、環境配慮の輪を「ひろげる」こと、次世代に「ひきつぐ」こと、をあらゆる当事者が実践するまちの姿を「環境都市」として位置付け、本計画の基本理念としています。

また、刻々と変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、環境配慮行動を実践することが必要不可欠であるため、「あらゆる人を環境の当事者に」を全ての環境方針に共通する前提としつつ、「地球温暖化・エネルギー」、「廃棄物」、「自然環境」、「都市環境」、「公害・災害」の5つの分野ごとに環境方針を設定し、施策の方向性を示しています。



第五期環境基本計画の施策体系図

2 中間評価の実施概要

(1)目的

令和7(2025)年度は計画期間の中間年にあたることから、計画前期(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)における施策の進捗状況や成果を振り返るとともに、コロナ禍によるライフスタイルの変化、気象災害の激甚化・頻発化や環境分野の技術開発等の社会情勢の変化、環境分野における関係法令の改正や国・都の取組など、環境を取り巻く様々な状況の変化を踏まえて、現状の課題を整理しました。

現状の課題から、計画後期(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)の施策を効果的かつ着実に推進するために、特に計画後期の施策に反映すべき重点ポイントについて検討を行いました。

(2)計画の見直しについて

本計画では「社会情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行う。」こととしています。現行の環境方針の見直しが必要とされるほどの社会情勢の変化等が生じていないことから、中間評価の結果を踏まえての計画自体の見直しは行わないこととしました。

(3)中間評価実施の流れ

①計画前期(令和3(2021)～令和7(2025)年度)の現状分析と評価(振り返り・まとめ)

現計画の開始年度(令和3年度)以降の社会情勢の変化や環境分野における国・都・市の動向等、環境を取り巻く様々な状況の変化を整理し、市との関連性や市への影響等について、現状分析を行いました。

また、計画前期の施策の実施状況を整理した上で、環境方針ごとに総合的な視点で定性的な評価(振り返り・まとめ)を行い、評価にあたっては、令和4年度から実施している環境方針ごとの成果指標による評価と、今回実施した市民アンケート調査の結果等も参考にしました。

- ☐ 社会情勢の変化
- ☐ 環境分野における国・都・市の動向
- ☐ 市民・事業者への環境に関するアンケート調査
- ☐ 各環境方針別の施策の進捗状況



②課題の整理

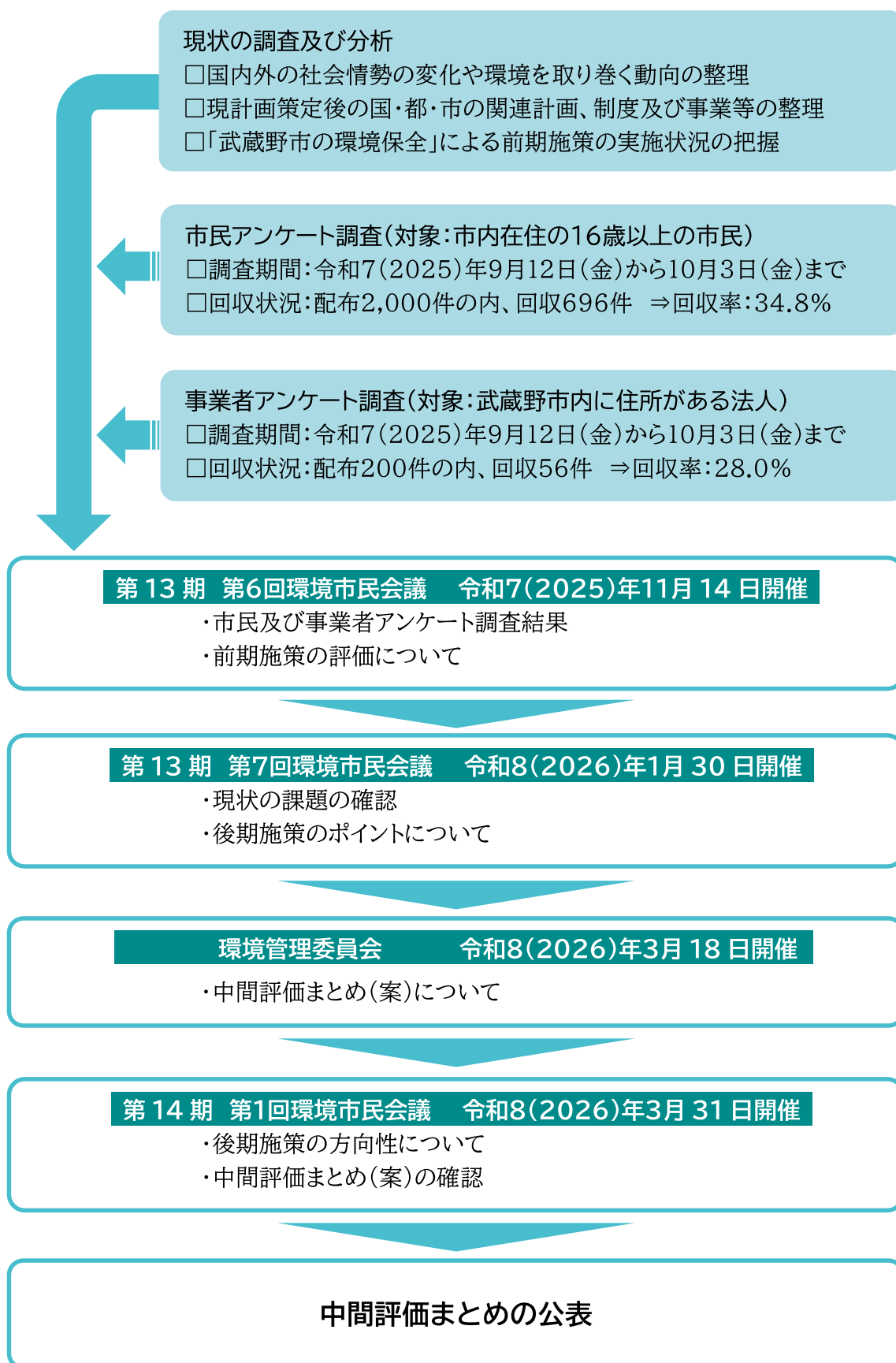
計画前期の現状分析と評価(振り返り・まとめ)を踏まえ、実施中の施策における課題や、社会情勢の変化や国・都の動向に対応すべき課題等を整理しました。



③計画後期(令和8(2026)～令和12(2030)年度)の施策の重点ポイント

整理した課題の中から、計画後期の施策において、特に重点的に反映すべきポイントについて検討を行いました。

(4) 中間評価まとめの経過



3 社会情勢の変化と環境分野における国・都・市の動向

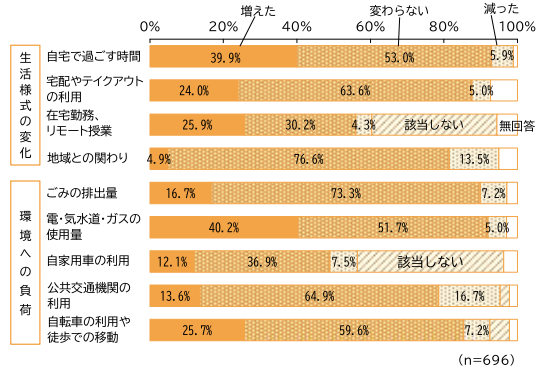
(1) 社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染症流行による社会の変化

新型コロナウイルス感染症の流行を機に、世界ではグリーンリカバリーの考えが定着化し、日本においても環境対策はコストから成長の原動力へと大きく位置付けが変わり、2050年カーボンニュートラル宣言へと結びつきました。

また、社会全体に大きな変化をもたらした最も顕著なものは、デジタル化の急速な進展です。世界中でリモートワークやオンライン授業が普及したことにより、働き方や学習環境は一変し、移動に伴う環境負荷も低下しました。

一方で、医療廃棄物やプラスチック製品の急増による廃棄物問題が深刻化したほか、物流の再編に伴う輸送エネルギーも増加するなど、新たな環境課題も生まれました。

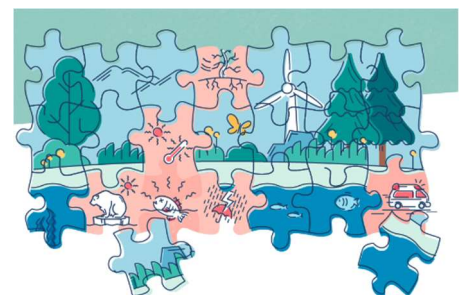


新型コロナウイルス感染症の流行(令和2年)以前と現在の暮らしを比べると、「自宅で過ごす時間」が増え、それに伴って「電気・水道・ガスの使用量」が増えたと感じている市民が多いようです。

コロナ禍前後の暮らしの変化
(市民アンケート調査)

気候変動問題の深刻化

令和6(2024)年の世界平均気温が産業革命前の水準に比べて1.55℃上回り、気候変動対策の国際ルール・パリ協定で、気温上昇を抑える目標とされる「1.5℃」水準を単年で初めて超えました。同年、日本においても、平均気温が平年値(令和2(2020)年までの過去30年間の平均値)を1.48℃上回り、1898年の統計開始以降最も高くなっており、熱中症など健康への影響が懸念されています。また、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加しており、各地で被害が発生しています。

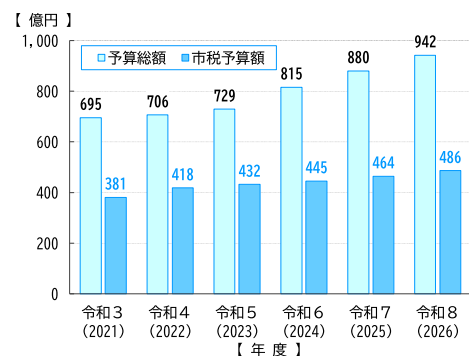


加速する気候変動
(出典:環境省Webサイト)

厳しい経済環境下における市の財政運営

市の歳入においては、市税収入が堅調に推移してきており、インフレを背景にその傾向は強まっている一方で、国の景気の動向が市税収入に与える影響は大きく、社会・経済情勢を一層注視する必要があります。

歳出については、老朽化した公共施設や都市インフラの更新に係る投資的経費が顕著に増加しています。また、世界各地で続く戦争等に伴う物価高騰の影響により、人



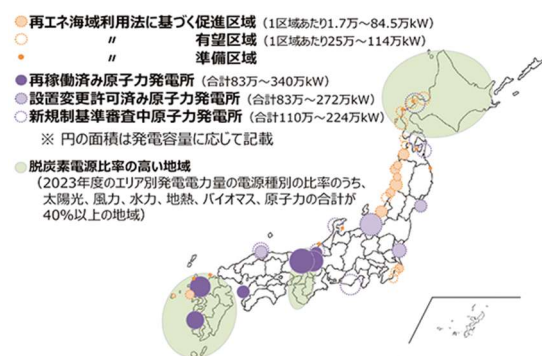
予算総額と市税予算額の推移
(一般会計)

件費や物件費の増加傾向が続いています。先行きの見通しづらい状況に加え、税制の行方も不透明であり、市の財政運営はより厳しさを増すことが予測されます。

エネルギー・資源等の需給環境の変化

長引くロシアのウクライナ侵攻をはじめ、世界各地で国際的な紛争が続いており、環境も含めた当事国における破滅的な影響はもとより、前例のない世界的なエネルギー危機、人々の生活に経済的影響を与えるインフレ、食料不安や栄養不良を助長させる世界の穀物生産量及び肥料価格を巡る状況の悪化等を引き起こしています。

また、米国とイスラエルのイランへの攻撃等による中東情勢の悪化による原油輸出への影響や、輸送路となる東アジア地域における国家間の緊張の高まりなど、エネルギー、資源、食糧などの海外依存度が高い日本にとっては一段と厳しい需給環境が続くことが予測されます。

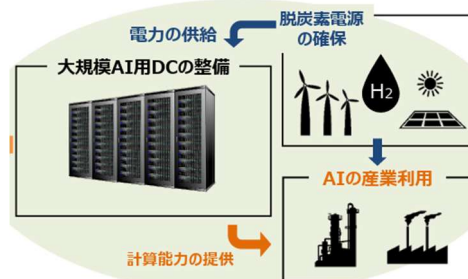


脱炭素電源の立地状況・規模
(出典:エネルギー白書2025)

「社会基盤」としてのデジタルの浸透・拡大

近年のインターネットやデータセンター等の情報・通信インフラの発達・活用及びAIの進化は、エネルギー効率の向上(最適化)や資源管理の高度化等に貢献しました。

その一方で、スマートフォンなどの小型携帯端末が急速に普及し、あわせて機器の性能も向上したことで、取り扱われる情報量は増え続けており、情報・通信インフラが消費する膨大な電力を賄うため、新たな電源開発と実用化が急務となっています。

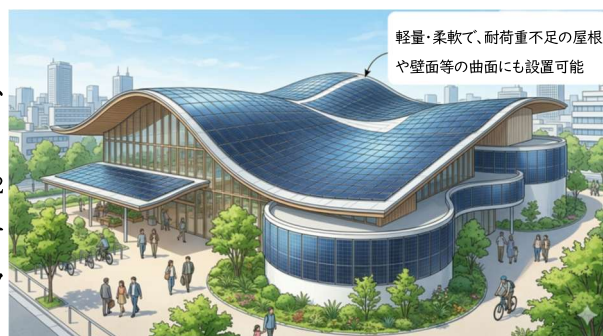


AIの普及に向けた
データセンターの立地
(出典:経済産業省Webサイト)

次世代環境技術の開発

日本では、令和7(2025)年度からの事業化開始、9(2027)年度の本格的な量産化に向けて、ペロブスカイト太陽電池技術の社会実装が加速しています。

また、脱炭素社会の実現に向けて、CCUS(CO₂の回収・利用・貯留)事業の2030年実用化やグリーン水素の商用化、食糧・バイオマス由来のバイオプラスチック等の普及が期待されています。



ペロブスカイト太陽電池

(2)環境分野における国・都・市の動向

気候変動に適応できるまちづくり

気候変動の影響が、農作物や自然生態系、洪水等の自然災害とインフラ・ライフラインの被害、熱中症等の健康リスクなど多岐に及んでいる現状を踏まえ、これらに関する情報を的確に捉えるとともに、省エネ等の緩和策、自然との共生、防災、暑熱対策など、あらゆる分野の施策に適応の考え方を組み込んだまちづくりが指向されています。



大雨による被害
「災害・防災情報：6月29日から大雨」
(出典：国土交通省)

これらを背景として、国は令和6(2024)年4月に改正気候変動適応法を全面施行し、熱中症特別警戒アラートやクーリングシェルターの設置を法制化するなど、熱中症対策の強化に乗り出しました。武蔵野市においても、公共施設40か所・民間施設4か所を、夏場の外出の際に一時的に休憩ができる「クーリングシェルター(むさしのいっとき避暑地)」として位置づけ、市民等に開放しています。

コラム 第3次気候変動影響評価報告書のポイント

「気候変動影響評価報告書」とは、気候変動適応法に基づいて、最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに国が作成する気候変動影響の総合的な評価報告書で、過去に平成27(2015)年、令和2(2020)年の2回公表されています。

令和8(2026)年2月に、次期気候変動適応計画の議論の前提となる第3次気候変動影響評価報告書が公表され、適応すべき7つの分野において、重大性・緊急性・確信度が高く、優先的に対応が必要な項目(次表)が明らかにされました。

特に優先的に対応が必要な項目の影響の概要

適応すべき分野	優先的に対応が必要な項目	影響の概要
農業・林業・水産業	水稻	コメの収量・品質低下
	果樹	ミカン・リンゴ等果樹の栽培適地の変化
	農業生産基盤	大雨による農地・農業設備への被害
	沿岸域・内水面漁場環境等	海水温の上昇によるワカメ等の不漁
水環境・水資源	水供給(地表水)	渇水の増加・農業用水等の不足
自然生態系	亜熱帯	珊瑚の白化現象の頻度増加
	温帯・亜寒帯	海藻等の分布域の縮小・北上
	分布・個体群の変動	生物の分布域の変化
自然災害・沿岸域	洪水	洪水の発生地点数の増加
	内水	内水氾濫の可能性の増加・浸水時間の長期化
	土石流・地すべり・土砂流出等	時間降水量の増加による土砂災害発生件数の増加
健康	暑熱	気温上昇に伴う、熱中症による救急搬送者数・死亡者数の増加や循環器系疾患等での死亡率・入院・救急搬送者数の増加
産業・経済活動	インフラ・ライフライン等	大雨・台風等による電気・ガス・水道などのライフラインの寸断
国民生活・都市生活		

ネイチャーポジティブを目指す世界的な潮流

令和4(2022)年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が開催され、新たな世界共通の目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受けて、生物多様性の損失を止め、劣化が進む様々な生態系サービスの回復を目指すネイチャーポジティブ(自然再興)に取り組む機運が高まっています。

その取組の一つとして、環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定しており、武蔵野市においても令和6(2024)年度から令和7(2025)年度にかけて2か所が認定されました。



サンヴァリエ桜堤 団地内緑地
(出典:環境省 Web サイト)

有機フッ素化合物による健康影響への懸念

有機フッ素化合物(PFAS)の一種であるPFOS・PFOAによる河川や地下水の汚染が全国的に懸念されていることから、水道水源等の汚染回復が困難な長期的影響を回避し、健康リスクの低減を図るため、飲料水の安全確保に向けた取組が進められています。

具体的には、令和7(2025)年6月より地下水・公共用水域における要監視項目の指針値が設定されたことに続き、令和8(2026)年4月には水道水におけるPFOS・PFOAに係る水質基準項目等が改正されます。

武蔵野市では、水道水のPFOS・PFOAの水質検査を定期的に行い、測定結果を公表しており、暫定目標値の超過が確認された水源については、取水を停止する措置を行っています。

また、民間井戸の所有者の不安を解消するため、令和6(2024)年度に民間井戸の水質検査を実施し、暫定目標値を超過かつ飲用に供している井戸については水道水への切替えを促しました。



水道水の水質検査

プラスチック資源循環の促進

2050年カーボンニュートラルやマイクロプラスチックによる新たな海洋汚染など、プラスチック類をとりまく様々な環境問題を背景に、国内におけるプラスチック類の資源循環を加速するため、国は令和元(2019)年5月に9省庁の連携による「プラスチック資源循環戦略」を策定しており、戦略を推進するための枠組みの構築や具体的な取組が求められています。



プラスチックごみの収集の様子

令和4(2022)年4月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)が施行されたことを受け、武蔵野市では、燃やすごみとして分類し、焼却処理しているプラスチック製品について、資源化することを検討しています。

4 環境に関する市民アンケート調査

(1)調査の概要

【調査対象】 市内在住の16歳以上の市民2,000人(無作為抽出)
【調査方法】 発送:郵送 返信:郵送による回答とWeb回答を併用
【調査期間】 令和7(2025)年 9月12日(金)から10月3日(金)まで
【回収状況】 配布:2,000件 回収:696件(郵送434・Web262)⇒ 回収率:34.8%

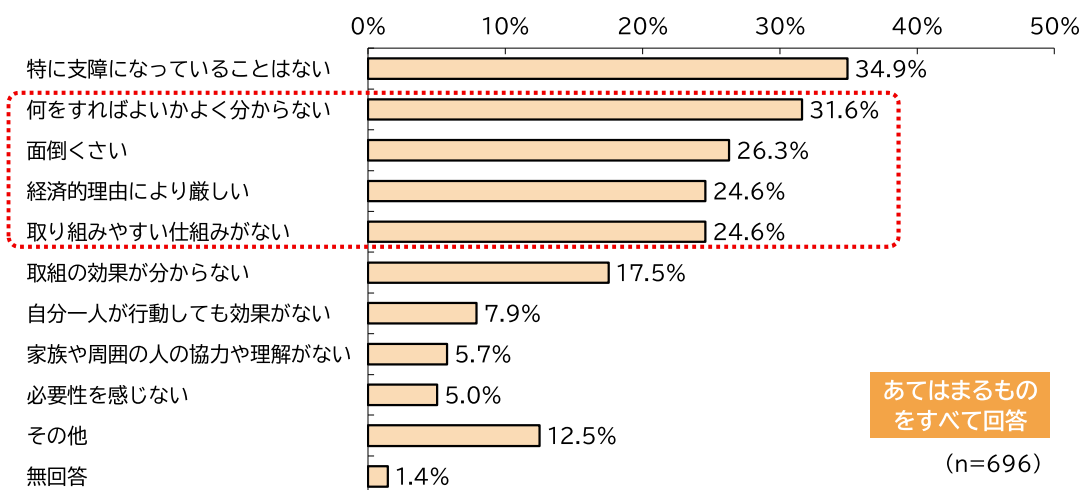
(2)主な調査結果(抜粋) ※詳細は資料編に掲載

①『全ての環境方針に共通する前提(環境啓発)』に関すること

環境対策に取り組む上で支障になっていることについて

あらゆる人を環境の当事者にしていくため、環境対策に取り組んでいない理由や取り組む上で支障になっていることを尋ねたところ、「特に支障となっていることはない」との回答が34.9%(概ね3人に1人の割合)で最も多くなりました。

その一方で、「何をすればよいかよく分からない」や「面倒くさい」といったノウハウ・意識面での課題のほか、「経済的理由により厳しい」、「取り組みやすい仕組みがない」など何らかのサポートが必要と考えられる回答も多く、いずれも全体の2割を超えています。

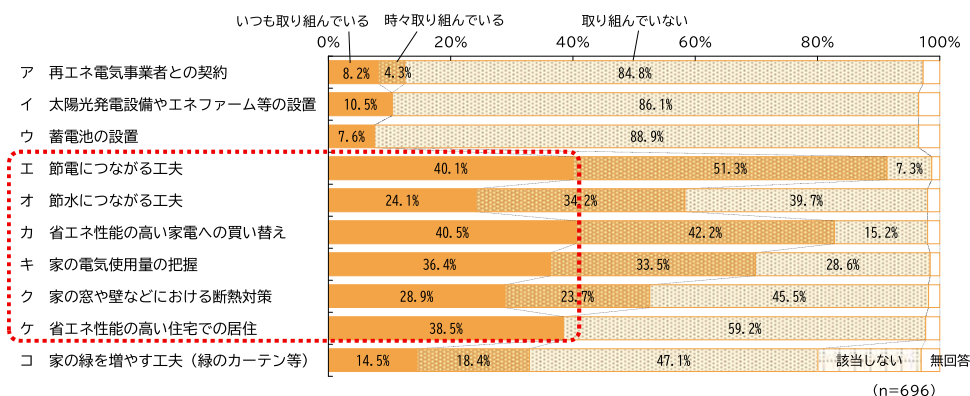


環境配慮に取り組む上で支障となっていること

②『環境方針1 地球温暖化・エネルギー』に関すること

住まいのエネルギーにおける環境配慮の取組状況について

「ゼロカーボンシティ」の実現を視野に、住まいのエネルギーにおける環境配慮の取組状況について尋ねたところ、「節電につながる工夫」や「省エネ性能の高い家電への買い替え」など、省エネルギーに取り組む市民が多いことがうかがえます。

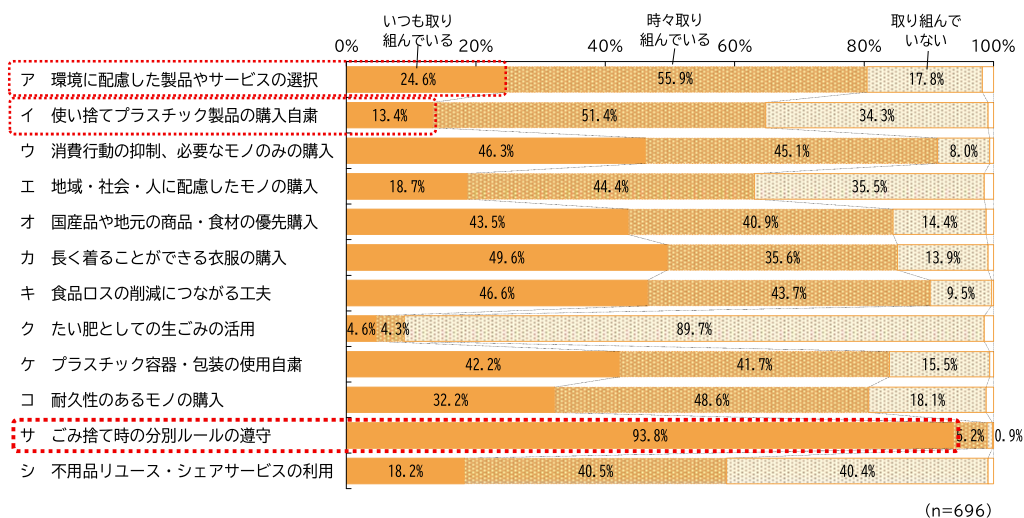


住まいのエネルギーにおける環境配慮の取組状況

③『環境方針2 廃棄物』に関すること

モノを買う・使う・手放す際の環境配慮の取組状況について

循環型社会の推進に向けて、モノを買う・使う・手放す際の環境配慮の取組状況について尋ねたところ、「ごみ捨て時の分別ルール」の取組率が最も高く、回答者全体の9割超に上っています。これに対して、「環境に配慮した製品やサービスの選択」、「使い捨てプラスチック製品の購入自粛」などに、いつも取り組んでいる市民の割合は現状多くありません。

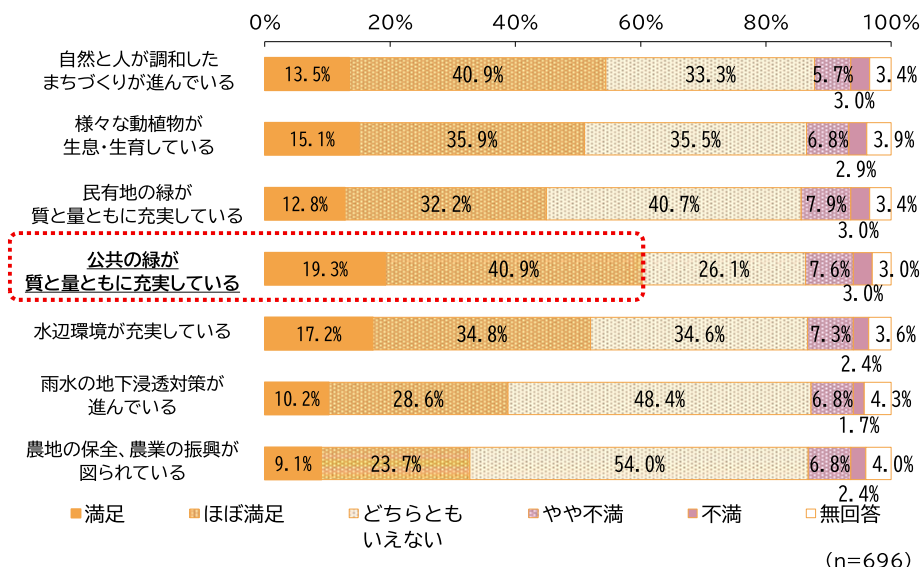


モノを買う・使う・手放す際の環境配慮の取組状況

④『環境方針3 自然環境』、『環境方針4 都市環境』、『環境方針5 公害・災害』に関すること

市の環境施策に関する満足度について

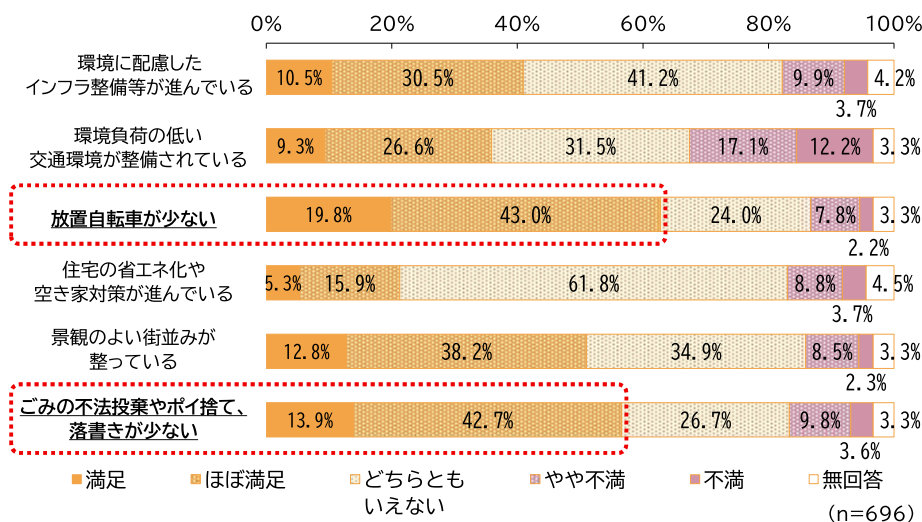
自然環境分野の施策に対する満足度は、各環境方針の中で最も高く、特に公共の緑が質・量ともに充実していることへの満足度は高く、公園や街路樹の整備が進んでいることが日常生活の中で市民に実感されていると考えられます。



施策に対する満足度(自然環境分野)

都市環境分野の施策においては、「放置自転車対策」や「まち中のごみのポイ捨てや落書き対策」に対する満足度の割合が比較的高い結果となりました。

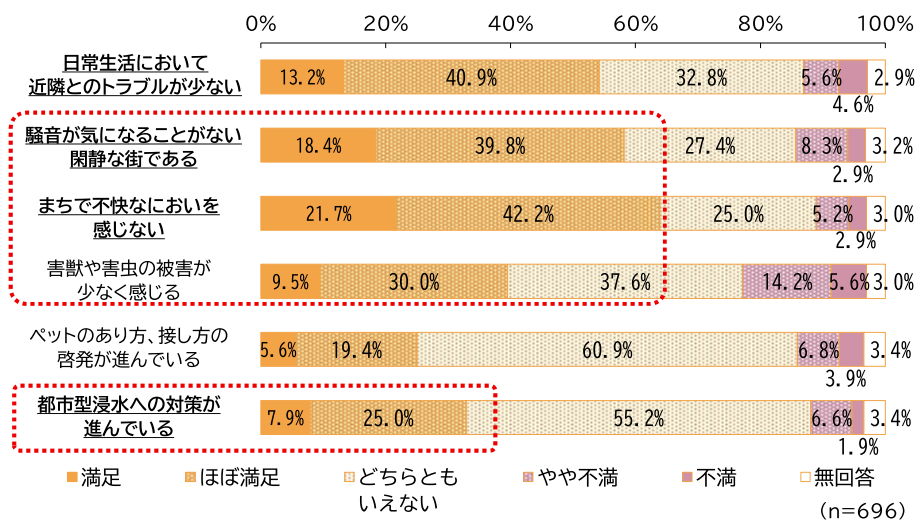
「放置自転車」や「ごみのポイ捨て・落書き」は、いずれもまちの景観を阻害する要素として、日常生活の中で目にするものですが、対策が行き届くことで良好な景観が維持されていることがうかがえます。



施策に対する満足度(都市環境分野)

公害・災害分野においては、日常生活の中でまちなかの臭気や騒音を感じる事が少なく、公害対策についての満足度が高いという結果でした。

また、都市型浸水害への対策については、満足度・不満度のどちらも低い割合でした。水害による被害の恐れがある地域が限定されることから、対策自体が認知されていない可能性が考えられます。



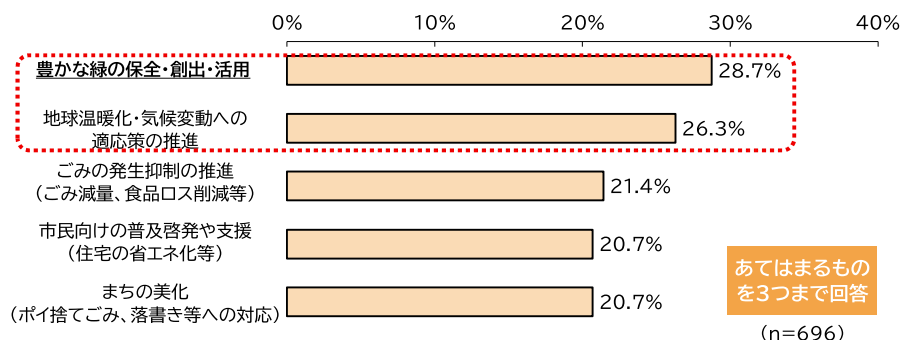
施策に対する満足度(公害・災害分野)

⑤ 全ての環境施策に関すること

市が優先的に取り組むべき環境施策について

市が優先的に取り組むべき環境施策では、「豊かな緑の保全・創出・活用」を求める回答が最も多く、緑の充実に対する市民の期待が大きいたうかがえます。

次いで、「地球温暖化・気候変動への適応策の推進」が多く、近年激甚化・頻発化している都市型水害への関心の高さがうかがえます。



市が優先的に取り組むべき環境施策(上位5項目)

5 前期施策(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)の実施状況と課題

全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～

刻々と変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠です。このため、全ての環境方針に共通する前提として、あらゆる人が環境の当事者になるよう行動や意識の変容を促します。

環境啓発5つの方向性

- ① むさしのエコreゾートを拠点とした環境啓発の推進
- ② 環境啓発に関する総合的なネットワークの構築
- ③ 多様な価値観や関心に訴える学びの機会の創出
- ④ 新しいテーマ、新しい視点の環境情報の発信
- ⑤ 環境マネジメントシステムを通じたさらなる市職員の意識の向上

実 施 状 況

(1) むさしのエコreゾートにおける環境啓発事業の推進

むさしのエコreゾート(令和2(2020)年11月開館)は、当初はコロナ禍の影響により活動が制限されていましたが、令和5年度から通年開館できるようになり、環境啓発事業を実施するとともに、市民団体等が環境啓発活動しやすい環境を作ることができました。



環境啓発施設
むさしのエコreゾート

(2) 気候市民会議の開催と『むさしの市民エコアクション』の普及啓発

環境への取組に比較的関心が低いと思われる層を含め、幅広い世代の市民参加を促すため、無作為抽出による方式を取り入れて、令和4(2022)年度に自治体主催では全国初となる『武蔵野市気候市民会議』を開催しました。気候市民会議での議論を踏まえ、私たち一人ひとりが当事者として取り組むべき気候変動対策の具体的な行動についてまとめた『気候危機打開！むさしの市民エコアクション』を作成し、市民が気候変動に関心を持ち、エコアクションに取り組むきっかけづくりを行いました。



気候市民会議の様子

課 題

(1) 市の環境施策全般の認知度の不足

これまで市は、環境啓発施設『むさしのエコreゾート』を拠点に、市の環境施策について市民の理解と協力を得るため、『気候危機打開！むさしの市民エコアクション』の普及をはじめ、様々な環境の分野について啓発に取り組んできました。しかしながら、市民アンケートの結果を見ると、市の環境施策全般について「知らない」と回答する市民の割合は高く、市の情報発信や市民への伝達方法が課題となっています。



『気候危機打開！むさしの市民エコアクション』冊子

(2) むさしのエコreゾートの認知度不足

むさしのエコreゾートは、令和2年に開館して以降、来館者数は増加傾向にあります。市民アンケートでは、施設未利用者の施設を利用したことがない理由として、「施設を知らない」との回答が最も多く、今後は施設の認知度向上に向けた広報活動の強化が必要と考えられます。

(3) 企業等との連携強化の必要性

高校生・大学生世代が、日頃取り組んでいる環境に関する研究や活動内容を相互に発表するYouthエコフォーラム等を通じ、高校・大学を通じたネットワークは広がりを見せていますが、企業などとの連携が進んでいません。



むさしの環境フェスタ



ワークショップ



むさしのエコreゾートを拠点とした様々な取組

(4) 環境マネジメントシステムの運用見直しの必要性

市独自の環境マネジメントシステムを用いて環境に配慮した事務事業を行ってきましたが、継続的に市職員の環境に対する意識の維持・向上を図っていくため、『武蔵野市環境基本計画』及び『武蔵野市の環境保全(年次報告書)』における施策・事業の評価との整合を図りながら、さらなる効果的な運用に向けて、システム自体の見直しを行っていく必要があります。

〈環境方針1〉 地球温暖化・エネルギー

～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

地球温暖化が深刻さを増している中で、今後は温室効果ガスを抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動の中を生き抜いていくための「適応策」も重要になります。このため、市は強い危機感を持ちながら、「緩和策」と「適応策」の両輪について、着実に、そして創造的に地球温暖化対策を推進します。

施策の方向性

- ① これからの家庭における効率的なエネルギー活用の推進
- ② 事業者のニーズに応じた支援・連携の推進
- ③ 公共施設における先進的なエネルギー施策の推進
- ④ 新しい地球温暖化対策の検討
- ⑤ 地球温暖化の適応策の体系化と推進

実 施 状 況

(1) 市民の環境配慮行動の後押しとなる施策の推進

『効率的なエネルギー活用推進助成制度』は、令和5年度から窓断熱の助成対象をマンション管理組合にも拡大するなど、市民ニーズや費用対効果に見合った見直しを随時行っています。年々、申請件数は伸びており、家庭部門のCO₂排出量の削減に寄与しています。

また、CO₂削減効果が最も高い『家庭向け再エネ電気切替協力金支給事業』や、『むさしのエコポイント事業』など、市民の環境配慮行動の後押しとなる施策を実施してきました。

(2) 『2050ゼロパートナー制度』の創設

これまで実施していた『グリーンパートナー制度』を改め、2050年ゼロカーボンシティを共に目指す市のパートナーとして、温室効果ガス削減につながる具体的な創エネ・省エネの事業活動に取り組んでいく事業者等を認定する『2050ゼロパートナー制度』を令和4年に創設し、新たに16件の事業者をゼロパートナーとして認定しました。

(3) 公共施設における地球温暖化対策の推進

『武蔵野市公共施設の環境配慮指針』の策定や、再エネ電力調達の最適化の検討等を行い、公共施設におけるエネルギー施策は順調に進捗しています。

(4) 暑さ対策の強化

地球温暖化の適応策として、近年の災害レベルの酷暑に対応した暑さ対策の強化が求められています。

熱中症予防のため、市民に身近なクーリングシェルの開放や、熱中症（特別）警戒アラートの運用を開始し、自発的な予防行動等の呼びかけを行っています。



むさしのエコポイント事業
リーフレット

課 題

(1) 市民一人ひとりの地球温暖化対策促進のための施策の強化の必要性

市民アンケート調査によると、市民の環境配慮の取組は、ごみの分別ルールの遵守のようにほとんどの市民が取り組んでいるものがある一方、再エネ電気の利用など取り組んでいる市民の割合が1割程度のものもあります。

市が行っている環境分野の施策や環境配慮行動の具体的な取組方法を伝えていくとともに、市民のニーズに合った施策を効果的に展開していく必要があります。

(2) 『2050ゼロパートナー』参加事業者数の伸び悩みと事業者向け施策の認知度不足

事業者に対する施策として、新たに『2050ゼロパートナー制度』を創設して対策に取り組んでいますが、参加事業者数は伸び悩んでいます。今後は事業者ニーズを的確に把握するとともに、情報提供や連携の方法を一層工夫していく必要があります。

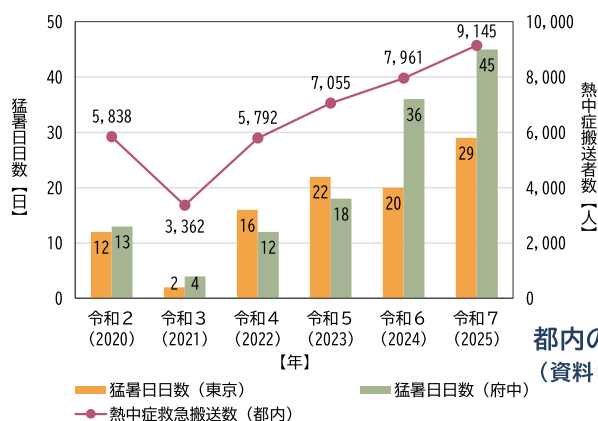
また、事業者向けのアンケート調査結果からは、事業者向けの施策について「知らない」と回答する事業者の割合は高く、取組の認知度不足が課題となっています。



『2050 ゼロパートナー』に付与される認定証

(3) 気候変動適応策の推進と暑さ対策のニーズの高まりへの対応

気候変動適応策は、現状、個別の施策・事業ごとに対応しており、市としての明確な位置づけや方向性が示されているわけではありません。特に、近年、日本における夏の酷暑が常態化し、極めて深刻な状況となっており、暑さ対策へのニーズは高まる一方です。このため、熱中症リスクの最小化に向けた取組をはじめとして、気候変動適応策全般について効率的かつ効果的に実施していくことが急務となっています。



都内の猛暑日数と熱中症搬送者数の推移
(資料: 東京都保健医療局、気象庁アメダス観測所)

〈環境方針2〉 廃棄物

～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

ごみ減量の取組は着実に実施されていますが、さらなる減量や新しいごみ問題への対応等、課題も残されています。そのような中で、「武蔵野クリーンセンター」では「ごみ発電」を行い、ごみの捉え方について新しい視点をもたらしました。今後は、「ごみ発電」のようにごみの新しい価値を見出しながら、ごみ減量を軸とする循環型社会を一層推進します。

施策の方向性

- ① 一歩進んだごみの発生抑制の推進
- ② ごみ・エネルギー施策の拠点である「武蔵野クリーンセンター」の活用
- ③ 総合的な視点によるプラスチック対策の推進
- ④ 新しいごみ問題の研究と対策の推進

実 施 状 況

(1)3R(Reduce:発生抑制・Reuse:再使用・Recycle:再利用)の取組の進展

市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、令和3(2021)年度以降、減少傾向にあり、令和5(2023)年度に、令和10(2028)年度までの削減目標値である588g以下を達成し、令和6(2024)年度も維持しています。

また、「むさしのエコポ」の利用者が拡大しており、リユースの取組が一層進展しました。

(2)ごみ分別に関する啓発の効果

リチウムイオン電池が可燃ごみ、有害ごみに混入することによる発火事故を防止するため、適切な分別についての啓発を行ったことが市民の行動変容につながり、危険・有害ごみの排出量は増加傾向となっています。

(3)総合的なプラスチック対策の推進

総合的なプラスチック使用に伴う環境負荷の低減を図るため、令和7(2025)年8月よりプラスチック製品の資源化収集の市の方向性について検討を始めました。

(4)武蔵野クリーンセンターの活用

CEMS (CommunityEnergyManagementSystem)や蓄電池を活用し、システムの最適運用を図ることにより、武蔵野クリーンセンターが作るエネルギーの地産地消費率が向上しました。



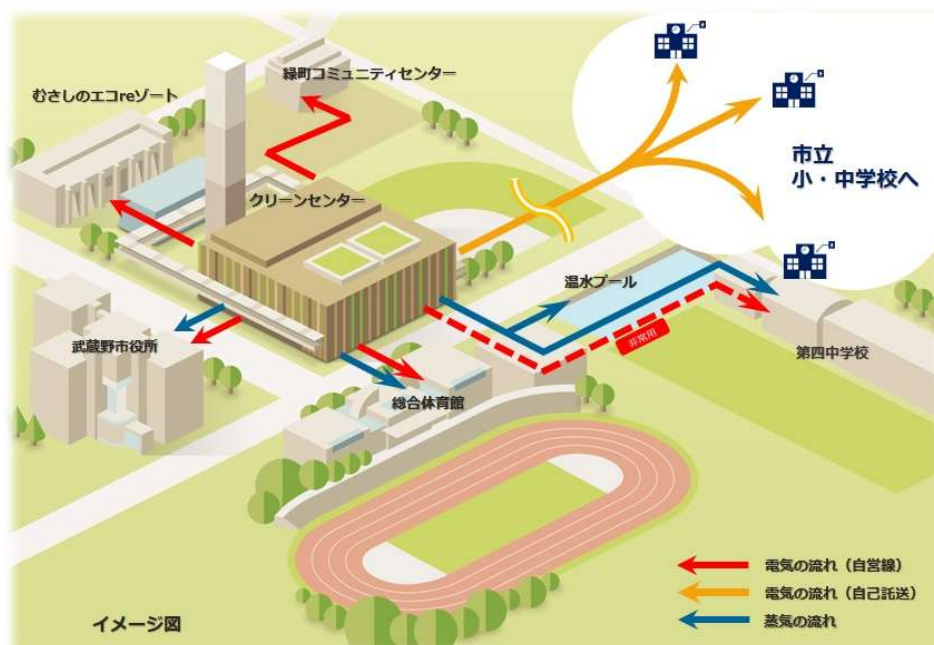
武蔵野クリーンセンター

課 題

(1) 既存設備の有効活用と地産地消率の更なる向上の必要性

第四中学校に既設されている電力自営線は非常用に限定されており、太陽光発電設備と蓄電池は施設単位で運用している状況で、既存設備を十分に活用できていない状況にあります。ごみ発電による電力を第四中学校へ送る自営線を常用に切り替えることにより、6館連携へ拡大し、電力の地産地消率の更なる向上を図る必要があります。

また、自己託送については、土日や夜間の余剰電力は市立小中学校の需要が少ないため、土日や夜間でも一定の需要がある施設へ電力の託送先の拡大を行う等、一層の活用が求められています。



武蔵野市エネルギー地産地消（イメージ図）

(2) プラスチックごみの資源化

プラスチックの資源循環の取り組みを促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック新法）が令和4（2022）年4月に施行されました。

現在は、プラスチック製容器包装は資源物として、プラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみとして収集されていますが、法改正により、市はプラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その分別方法を周知することでプラスチック資源回収量の拡大を図るよう努めるものとされています。

〈環境方針3〉 自然環境

～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

緑や水といった自然環境は、生活にうるおいを与えるのはもちろん、生態系の保全や防災、地域の活性化や歴史の継承等にも大きく寄与しています。このため、広域的な視点を持ちながらも、武蔵野らしい自然環境とはどのようなものであるかを見極め、人と自然が調和したまちづくりを推進します。

施策の方向性

- ① 武蔵野市らしい生物多様性の向上
- ② 量・質ともに豊かな緑の保全・創出
- ③ 水循環都市の構築
- ④ 農地・農業を軸とした環境施策の推進

実 施 状 況

(1) 生物多様性に関する啓発

市立むさしの自然観察園の運営や市内生物生息状況調査の実施等により、生物多様性に関する市民への啓発や学びの機会の提供を進めています。



市立むさしの自然観察園

(2) 広域的な緑を支える取組

二俣尾や奥多摩の森において、市民が森林に触れ、学ぶ機会を提供するとともに、森林環境譲与税を活用し、遠野市などの友好都市等の森林保全や木材利用の促進を図っています。

(3) 緑の質を高めるための取組

一定規模以上の開発の際には、事業者等に対し、魅力ある緑化への誘導を行ってきました。また、より質の高い緑を創出するため、緑化指導基準の見直しに向けて他自治体との比較や、変更案の検討を行ってきました。



緑豊かな市立市民の森公園

(4) 雨水浸透施設の設置促進

新築の建築物等においては雨水浸透施設の設置が着実に進んでいるとともに、既存住宅においても、助成金制度の充実や戸別訪問による積極的なPRを行うことで、水収支の改善が進んでいます。

(5) 特定生産緑地制度を活用した農地の保全

農業委員会やJA東京むさし武蔵野地区と連携した結果、9割以上の生産緑地が特定生産緑地制度に移行し、農地の保全が実現されました。

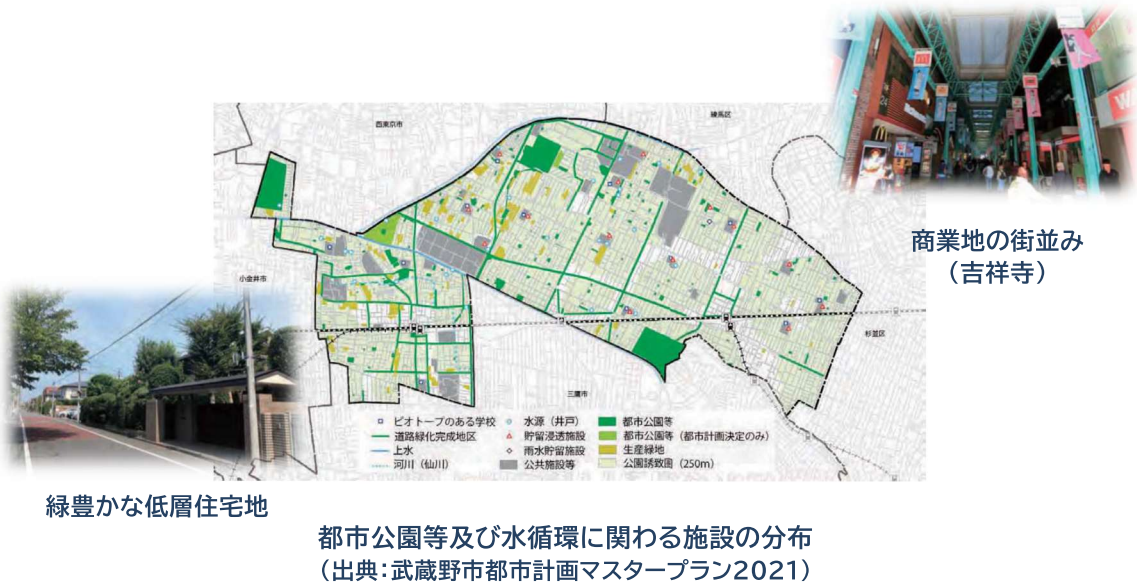
課 題

(1) 生物生息状況調査における学術的課題

これまで、概ね5年ごとに市内生物生息状況調査を実施し、市の動植物の現状把握を行うとともに、市民の生物多様性への理解促進を図ってきましたが、直近の令和6（2024）年度に実施した市内生物生息状況調査に関し、環境市民会議において、学術的観点からの調査方法の有効性や市による単独調査の必要性について指摘がありました。

(2) 緑被率が低い地域の緑化推進

中高層の建物が密集する商業地域などでは、敷地面積に対して緑の量が少なく、緑被率、緑視率ともに低い傾向が見られます。このような地域に対して、市ではこれまで敷地の接道部における緑化の充実や緑の質を高める誘導方策を検討してきましたが、既存の指導基準の見直しには至っていません。



(3) 雨水浸透施策の普及啓発強化の必要性

下水道や河川への雨水流出を抑制して内水氾濫や河川氾濫を低減するとともに、地下水のかん養や湧水の保全等の健全な水循環の確保するために、市民や事業者等と協力して雨水浸透施策を進めていかなければならないことを、これまで以上に普及啓発していく必要があります。

(4) 市内農地の減少

相続による農地減少を抜本的に防ぐには市の取組だけでは限界があるため、国や都に対する税制優遇措置の要望など、継続的な働きかけを行う必要があります。また、農地の減少速度を可能な限り緩和するとともに、市内農業への市民理解の深化を図り、市民に愛される農業を推進していくことが求められています。

〈環境方針4〉 都市環境

～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

都市空間が魅力的なものであるための要素として、良質な景観を創出することはもちろん、エネルギーやごみ、緑や水等、様々な意味において環境に優しいことが重要です。このため、道路や公園等のインフラ、学校等の公共施設が更新の時期を迎えていることも踏まえながら、都市基盤をさらに環境に優しいものへとリニューアルしていきます。

施策の方向性

- ① 環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進
- ② 環境負荷の低い交通体系の構築
- ③ 環境を切り口とした住宅施策の展開
- ④ まちと調和した景観、美観の向上

実 施 状 況

(1) 公共施設整備における環境配慮

環境配慮指針や設備設計基準に基づく環境配慮型の建築物等の設計・整備が進んでいるほか、道路等のインフラ整備における浸透機能の向上や、グリーンインフラの整備などの新たな試みもなされ、着実に取組が進んでいます。

(2) 環境負荷の低い地域公共交通の利用促進

安全で快適なバリアフリーの歩行空間の整備や生活道路の透水性舗装の整備が進んだほか、街路樹などの緑の創出、自転車走行空間や駐車場の整備や利用体系の再編などにより、徒歩や自転車の利用が促進されたと考えられます。また、コミュニティバス・ムーバスについては、EV 車両の導入も進みました。

(3) 住宅における創エネ・省エネの促進と総合的な空き家対策

太陽光パネル付き住宅や、既存住宅の断熱化、省エネ住宅の普及が進んだとともに、長期優良住宅の建築が促進されました。また、総合的な空き家対策を実施し、景観の向上及び空き住宅等の利活用の促進を図っています。

(4) 質の高い景観の創出とまちの美化の推進

令和5年に景観道路計画を策定し、市道第16号線及び第177号線の無電柱化整備を進め、質の高い景観を創出した。

また、路上喫煙・ポイ捨て対策や新たな喫煙トレーラーハウスの設置により、まちの美化の向上を進めました。



吉祥寺イースト喫煙所

課 題

(1) グリーンインフラ整備効果の定量的評価

東京都では、雨水流出抑制に資するグリーンインフラ等の設置に伴う効果等を検討していますが、雨水流出抑制効果の定量的評価が技術的な課題とされています。

また、整備や維持管理に関するコストも検討事項とされています。公共施設に加え民有地への普及拡大に向けて、東京都が改定を進めている雨水貯留・浸透施設技術指針などの今後の動向に注視していきます。

(2) ムーバスの環境配慮型車両への転換の必要性

武蔵野市のコミュニティバス・ムーバスについては、令和7(2025)年度にEV(電気自動車)車両を1台導入しましたが、今後も車両の更新時期にあわせて、EVやFCV(燃料電池自動車)等の環境負荷の少ない車両への転換について検討する必要があります。

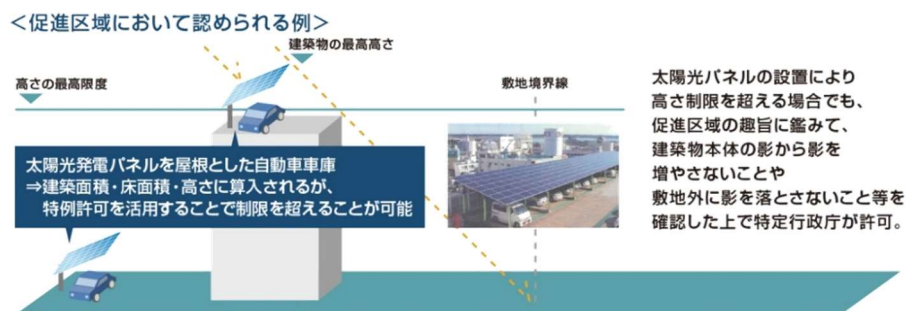
(3) 建築物環境配慮事項の実効性の担保

市内で建築・増改築される民間建築物は、「武蔵野市建築物環境配慮指針」に基づく環境配慮について、市との間で具体的な取組を事前に協議する運用となっています。

しかしながら、協議の実態が取組内容の案内にとどまっていることを踏まえ、協議の実効性を担保し、その後の環境配慮の実現につなげていくことが課題となっています。

(4) 建築物再エネ利用促進計画の検討

建築物省エネ法の改正により、令和6(2024)年度から建築物再エネ利用促進計画を策定することにより、区域内における再エネ設備の設置促進につながる建築基準法の特例適用要件等の措置を講じることが可能となりましたが、計画策定の有効性や必要性について検討が進んでいません。



(国土交通省HPより)

(5) 管理不全状況の空き家の発生リスク

相続の問題や維持管理の経済的負担等を背景に今後も空き家の発生が見込まれる中、景観を阻害し、住宅ストックとしても活用が難しい管理不全状況の空き家が発生する可能性があります。

〈環境方針5〉 公害・災害

～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

まちの安全さや快適さは様々な要素から構成されていますが、その一つに良質な環境があります。このため、市は高度経済成長期に顕在化した産業公害についてはもとより、近年増加している日常生活に起因する公害、いわゆる生活型公害やペット等に関する対策、そして気候変動に伴う災害への対策を総合的な視点をもって推進します。

施策の方向性

- ① 典型的な産業公害等への対応
- ② 生活型公害に関する啓発の推進
- ③ 人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保
- ④ 環境問題に起因する災害への対応

実 施 状 況

(1) 増加する生活型公害への対応

相談苦情件数のうち約7割は一般家庭等を発生源とするものです。法や条例等の基準による規制になじまない側面があるため、マナーの遵守や近隣への理解を求めるなどの助言を行いながら、可能な範囲で適切に対応しています。

(2) ペット飼養に係る課題への取り組み

ペット飼養者が増加傾向にある中で、ペットのための防災対策について、パンフレットや啓発動画を作成するなど、飼い主への周知啓発を行いました。

また、飼い主の高齢化等によるペットの飼養困難などの課題等に対応するため、「地域における要支援動物の相談支援事業」を令和4(2022)年度から開始するなど、ペットの対策は着実に進められています。

「武蔵野市ペットのための防災対策」 啓発動画



同行避難編



在宅避難編

(3) 太陽光発電設備等の普及による地域レジリエンスの向上

市や都の施策により住宅用太陽光発電設備の設置が進んでおり、今後も設置件数の大幅な増加が見込まれます。これにより、分散型エネルギーの確保が進むとともに、併せて蓄電池を導入することにより、地域レジリエンスのさらなる向上につながるものと考えられます。

(4) 水害等への対策の検討

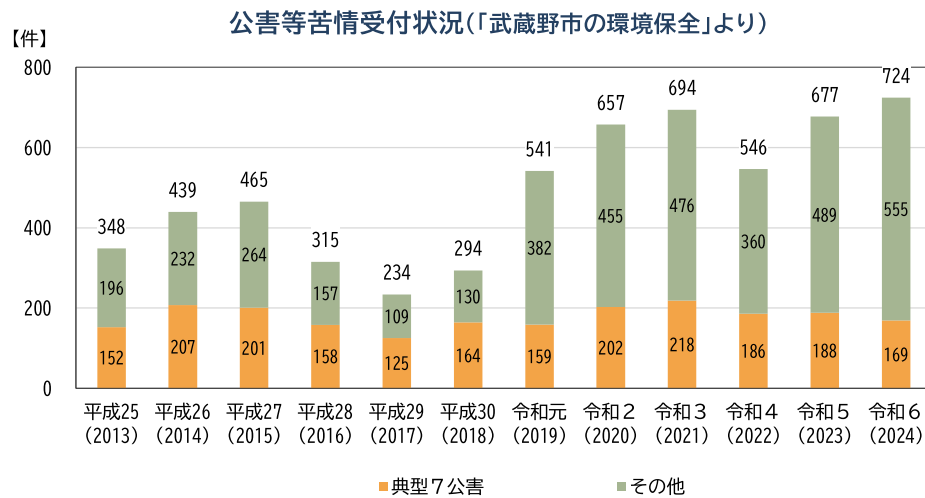
公共施設や民有地での雨水貯留浸透施設の設置や透水性舗装の整備等が着実に進み、雨水の流出抑制が図られているとともに、計画的かつ段階的に浸水対策を推進する雨水管理計画(仮称)の策定が進められており、今後の対策が期待されます。

課 題

(1) 生活型公害の苦情・相談の増加

市民アンケート調査の結果では、生活騒音や臭い、ペットのしつけなど、生活型公害に起因する近隣トラブルや、騒音・臭気等の環境に関する施策については、市民の満足度は比較的高いことが伺える一方で、市に寄せられる様々な生活型公害に関する苦情・相談件数は年々増加傾向にあります。

感覚公害といわれる騒音や臭気は、個々人で感じ方が異なるため苦情につながりやすく、情報の共有や啓発などを通じて当事者同士の相互理解を深めていく取組が求められています。



(2) 気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害への対応強化

ほとんどの公共施設に雨水浸透施設が設置されていますが、気候変動の影響により降雨強度は今後も強まる傾向にあり、全国各地で水害の多発・激甚化が懸念されていることから、さらなる取組が求められています。



雨水貯留浸透施設(桜野小学校)

6 計画後期(令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)における施策の重点ポイント

前期施策の進捗状況を確認し、実施中の施策における課題のほか、社会情勢の変化や国の動向等に対応すべき課題があることがわかりました。そこで、あげられた課題の主なものについて、必要な取組を整理し、今後5年間で特に力を入れていくべき取り組みを重点ポイントとしてまとめました。

全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～

(1)むさしのエコreゾートを中心とした市の施策情報の発信強化

あらゆる人を環境の当事者にするため、市では、様々な分野で多岐にわたり環境啓発を行っています。しかしながら、環境問題は、本来的には生存基盤に関わることであり、酷暑日の増加や農作物の不作など、私たちの生活に与える影響も実感しやすくなってはきたものの、依然として他の施策に比べ、自分事として捉えにくく、多くの場合、「取組自体は反対ではないけれど、自ら進んでやる必要はないもの」や「意識が高い人がやること」と捉えられ、緊急性の高い生活課題に埋もれてしまいがちです。要するに、環境に関する情報は、「投資に対するリターンが遠すぎて、メリットを感知しにくい」という性質を持っていると言えるため、行政が提供する情報の中でも特に、市民自らが積極的に取得する意識を持ちにくいものであるという現状を十分に認識した上で、効果的な啓発方法に取り組んでいく必要があります。



一人でも多くの市民にわかりやすく啓発し、環境に配慮した行動を広げるため、環境啓発施設「むさしのエコreゾート」を市民や事業者に知ってもらうとともに、むさしのエコreゾートを中心に、全世代に向けて環境啓発を一層取り組んでいくことが必要です。

市報やパンフレット等の従来の紙媒体中心の発信方法から、SNSや動画、VTuber等のデジタルメディアの活用やインフルエンサーとのコラボレーション等の新たな挑戦のほか、ナッジ(行動科学)の活用、体験型学習、出前講座・特別展示の実施方法の改善など、ターゲット層に合わせて複数の媒体を効果的に組み合わせることを通じて、市の施策・事業に関する情報や市民が取り組める環境配慮行動等について、発信強化を図ることが求められています。

〈環境方針1〉 地球温暖化・エネルギー

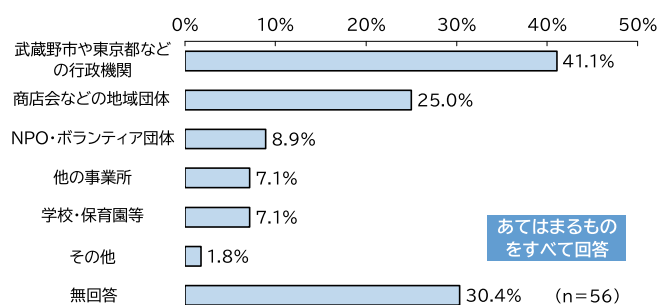
～地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します～

(1) 住宅の省エネ・創エネ設備導入に係る助成制度の見直し

新たな技術開発の動向を注視しながら、費用対効果や市民ニーズを踏まえた支援メニューに重点を置いて、助成制度の見直しを随時行っていくことが求められます。

(2) 事業者のニーズの把握による連携の拡充

継続的に事業者との対話の場を設けるとともに、事業者の経営課題と温暖化対策の接点を探りながら、事業者のニーズに合った連携の仕組みの検討を行っていきます。また、事業者間や市民団体・学校等も含めた多様な連携ネットワークの拡充やマッチングを図っていく必要があります。



環境保全の取組で連携したい団体
(事業者アンケート調査結果より)



「2050 ゼロパートナー」
認定事業者による展示

(3) 適応策の体系化と暑さ対策の強化

今後検討される国の次期気候変動適応計画の議論を踏まえるとともに、健康、自然災害、インフラ・ライフライン等における適応策の動向を注視して、庁内関係部署との連携の下で、本市の気候変動適応策の体系化の検討が求められます。

特に熱中症予防等の暑さ対策に関連した健康分野における市民向けの取組を強化する必要があります。



マイボトル対応型給水機の設置(イメージ図)



むさしのいっとき避暑地ミニフラッグ

コラム ～ 武蔵野市における温室効果ガスの排出状況 ～

市域全体から排出される温室効果ガスに関しては、令和12(2030)年度の削減目標値53%(平成25(2013)年度比)に対し、最新の令和4(2022)年度実績は11.3%と大きく下回っており、目標達成までの道のりは大変困難な状況にあります。

このうち、エネルギー消費に伴うCO₂排出量の約4割を占める事務所や店舗等の業務部門は、コロナ禍からの経済回復等の影響で増加傾向となっている一方で、同じくCO₂排出量の約4割を占める家庭部門については、コロナ禍の影響を除けば微減ではあるものの確実に減少してきています。これは、省エネ性能の高い家電製品の普及や、住宅の断熱化が進んできているとともに、市民の省エネ行動の変容も少なからず影響しているものと思われます。

市域における温室効果ガス排出量の推移 (単位:千 t-CO₂)

部門	基準年度 平成25 (2013)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	中間目標 令和12 (2030)
エネルギー(電力、都市ガス等)の消費に伴うCO ₂	産業	39	15	11	10	11	13
	民生	232	203	198	205	209	201
	業務	254	233	217	199	205	234
	運輸	82	66	65	63	63	62
	小計	607	517	492	476	488	510
廃プラスチック類の焼却に伴うCO ₂	9	9	9	9	9	11	8
その他の温室効果ガス	40	62	66	69	71	61	23
市域における温室効果ガス 計	656	588	567	554	568	582	312
削減率 [基準年度比]		▲ 11.2%	▲ 13.6%	▲ 15.5%	▲ 13.4%	▲ 11.3%	▲ 53.0%
<参考> 電力のCO ₂ 排出係数 [kg-CO ₂ /kWh]	0.522	0.464	0.448	0.434	0.445	0.436	0.250

注1:令和4(2022)年度が最新データ(令和8年3月時点)。四捨五入の関係で合計値は整合しない場合がある。

注2:電力のCO₂排出係数:令和4(2022)年度までは都内の電力の排出係数、令和12年度は国の地球温暖化対策計画の目標排出係数

(資料:オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」公表データをもとに作成)

<電力のCO₂排出係数によるCO₂排出量の削減効果>

エネルギー消費に伴うCO₂排出量のうち、約7割が電力消費によるものであり、このCO₂排出量の削減効果において最も影響が大きいものは、電力のCO₂排出係数※です。

電力のCO₂排出係数が、令和12(2030)年度には国の中間目標値0.250kg-CO₂/kWhまで低減すると仮定して試算した場合、市域におけるエネルギー消費に伴うCO₂排出量は、現在(令和4(2022)年度)の510千t-CO₂から約350千t-CO₂まで(▲約160千t-CO₂分)自ずと減少することになりますが、市の令和12(2030)年度の中間目標値は281千t-CO₂であるため、目標達成にはさらに69千t-CO₂の排出量削減が必要となります。

令和32(2050)年のカーボンニュートラルの実現に向けては、国のエネルギー政策や技術革新など、社会全体の構造の変化によるところが大きく、国や都による制度の構築や取組の推進が最も重要である一方で、市も当事者として、着実な温室効果ガス削減を積み重ねていくためには、本市において排出割合が高い家庭や事業所からの排出量削減をいかに進めていくかが重要となっています。

※CO₂ 排出係数とは?

電気や燃料の使用量、ごみの焼却量といった活動量当たりのCO₂排出量を示す数値で、電気では使用量1kWh当たりに排出されるCO₂の量を指します。火力、原子力、再エネ(水力や太陽光等)など、発電事業者が供給した電力の電源構成等によって決まるため、再エネ等の普及に伴い低下する傾向にあります。

例えば、電気を1か月あたり250kWh使用している家庭のCO₂排出量は

⇒ 250kWh/月 × 0.436kg-CO₂/kWh^(注) = **105.3kg-CO₂/月** となります。

(注)令和4(2022)年度の都内の電力のCO₂排出係数(オール東京62市区町村共同事業より)

〈環境方針2〉 廃棄物

～ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します～

(1) プラスチックごみの循環利用の推進

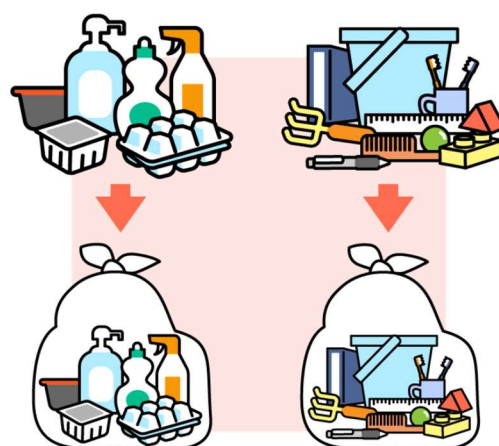
現在、燃やすごみとして分類し、焼却処理しているプラスチックごみの循環利用を推進するため、「武蔵野市廃棄物に関する市民会議」において、他自治体の先行事例を参考にしながら、製品プラスチック資源化の実施について議論しています。分別の分かりやすさや費用負担等についての課題等を整理し、市民の理解が十分に得られるよう、最適な分別収集のあり方について検討していく必要があります。

また、令和8(2026)年度より、市指定有料ごみ処理袋へのバイオマスプラスチックの導入を予定しています。

【プラスチック製品とプラスチック製の容器包装を資源として回収する自治体の場合】



容器包装を含むプラスチック製品を一括回収する例



容器包装とプラスチック製品を別々に回収する例

環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及促進ページより

※プラスチック製容器包装…容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)対象のプラスチック製の容器や包装

〈環境方針3〉 自然環境

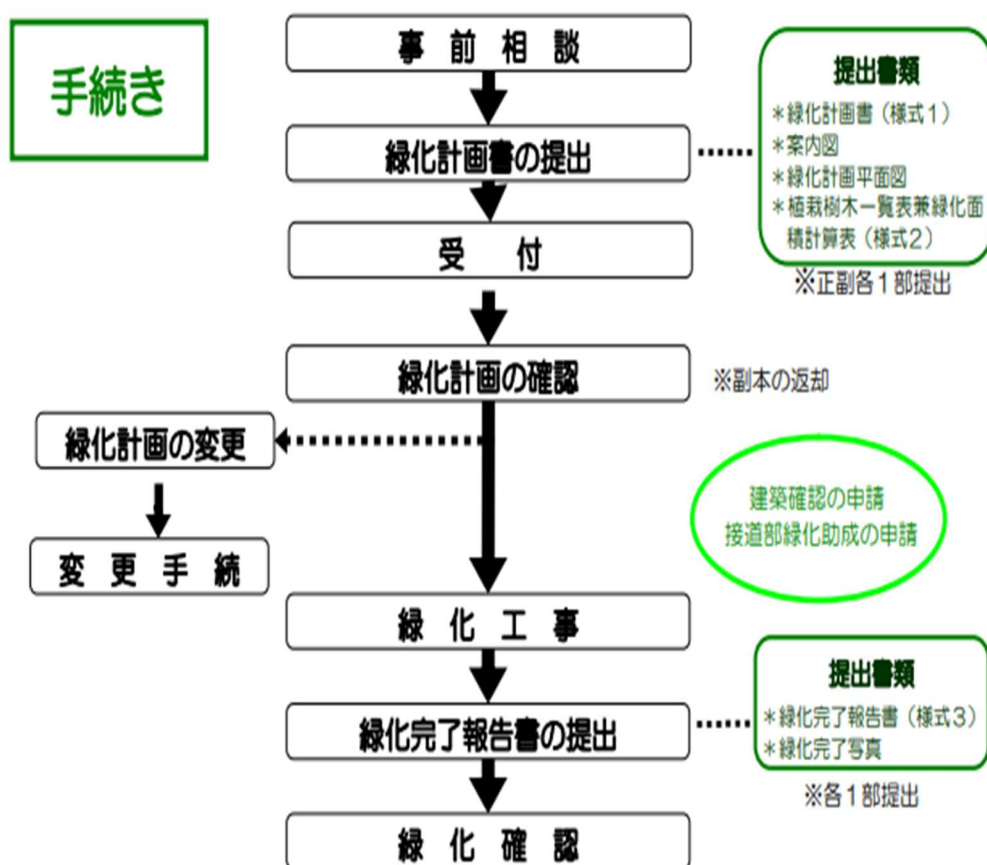
～武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります～

(1) 生物生息状況調査の実施手法の見直し

有識者の意見を踏まえながら、今後の市単独の調査自体の実施継続の必要性も含め、生物生息状況調査の実施方法の見直しを検討するとともに、市民への効果的な生物多様性の啓発手法を検討する必要があります。

(2) 緑化指導基準の見直し

通りから見える部分の緑化を進めることにより、緑豊かでゆとりある住宅地や、人々に親しまれるまちであることが際立ちます。質の高い緑を創出するため、建築時における市民や事業者等への誘導策として、緑化指導基準の見直しに向けた検討を進めていく必要があります。



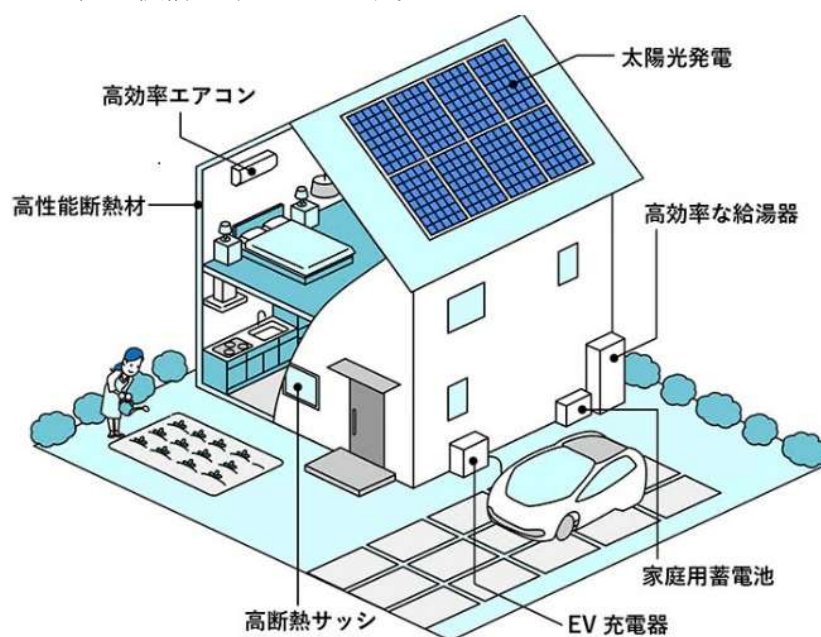
武蔵野市緑化に関する指導要綱に基づく緑化推進フロー

〈環境方針4〉 都市環境

～環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します～

(1) 事前協議における環境配慮の働きかけの強化

民間建築物の建築・増改築において、積極的な環境配慮事項の取組を促すことができる仕組みや手法の検討が求められます。

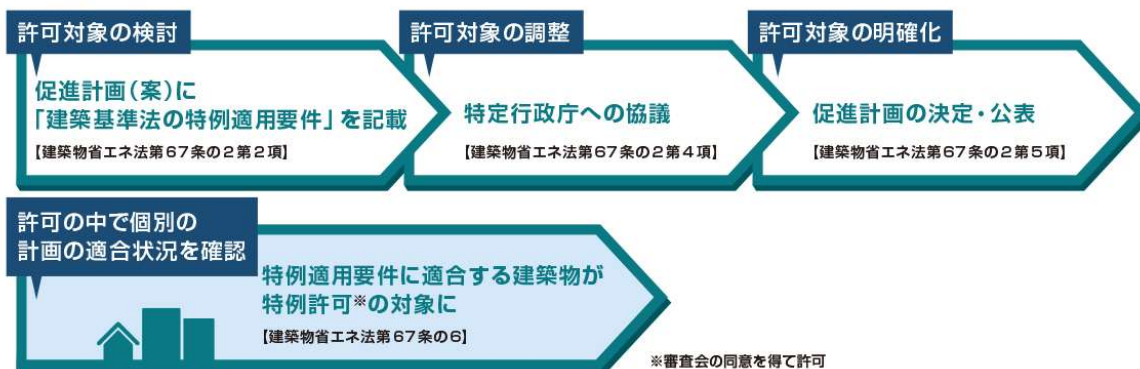


環境配慮の例（環境省HPより）

(2) 建築物再エネ促進計画の検討

建築基準法の特例適用要件（計画に適合する建築物に対する高さ制限、容積率制限、建蔽率制限等）の設定に向けて、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画の策定について、周辺自治体の状況も踏まえながら、本市における導入のメリット・デメリット等を総合的に勘案し、関係各課で連携して検討する必要があります。

＜特例の流れ＞



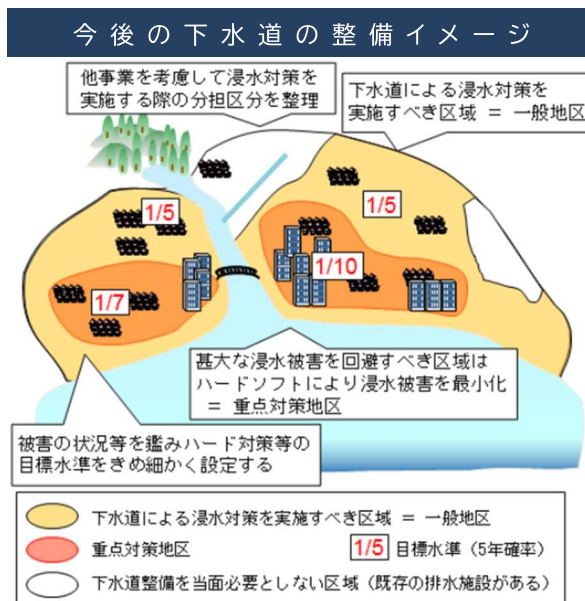
再エネ促進区域における形態規制に係る特例許可の創設 特例の流れ(国土交通省HPより)

〈環境方針5〉 公害・災害

～安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します～

(1) 中長期の浸水対策に向けた雨水管理計画(仮称)の策定

下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的として、当面(5年)・中期(10年)・長期(20年)にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める、雨水管理計画(仮称)について、令和8年度の策定を予定しており、今後は、計画に基づき、気候変動等に伴う降雨の頻発化、激甚化に対応していく必要があります。



雨水管理計画(仮称)イメージ図

(雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)国土交通省)

(2) 雨水浸透機能を有する雨庭の公共施設への展開

良好な景観形成等の効果が期待され、雨水浸透機能を有する雨庭を、公園や学校、道路などの公共空間へ整備できるよう技術や維持管理手法を研究するとともに、関係機関と協議を行っていく必要があります。



みやび青葉公園雨庭



第五期武蔵野市環境基本計画中間評価まとめ

令和8(2026)年3月

武蔵野市 環境部 環境政策課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2-2-28 TEL (0422)60-1841